別表六(一の一)の記載要領第１号中「若しくは租税特別措置法第66条の７」を「又は租税特別措置法第66条の７」に改め、「（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第５条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成21年旧措置法」という。）第66条の７（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）又は第66条の９の７（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合を含む。）」を削り、「若しくは租税特別措置法第68条の91」を「又は租税特別措置法第68条の91」に改め、「（平成21年旧措置法第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）又は第68条の93の７（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合を含む。）」を削り、同第11号中「「⑰」から「⑳」まで」を「「⑭」から「⑰」まで」に改める。

別表六(三)の表中

「

国　税 （別表六(二)「17」又は別表六の二(二)付表「９」）

」を

「

国　税 （別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「９」）

」に、

「

控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 （別表六(二の二)「24」）

」を

「

控除対象外国法人税 個別控除対象外国法人 （別表六(二の二)「21」）

額又は税額

」に、

「

外　（別表六(二の二)「23」－(32の外)） (32の②)

」を

「

外　（別表六(二の二)「20」－(32の外)） (32の②)

」に改め、同表の記載要領第11号中「「国　税（別表六(二)「17」又は別表六の二(二)付表「９」）⑴」」を「「国（別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「９」）　税⑴」」に改める。

別表六(三)付表１の表中

「

国税控除限度額 （別表六(二)「17」又は別表六の二(二)付表「９」）

」を

「

国税控除限度額 （別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「９」）

」に改め、同表の記載要領第11号中「「国　税　控　除　限　度　額（別表六(二)「17」又は別表六の二(二)付表「９」）⑴」」を「「国　税　控　除　限　度　額（別表六(二)「12」又は別表六の二(二)付表「９」）⑴」」に、「別表六(二)の「17」」を「別表六(二)の「12」」に改める。

別表六(三)付表11の記載要領第六号及び別表六(三)付表12の記載要領第11号中「別表六(二の二)の「24」」を「別表六(二の二)の「21」」に改める。

別表六(四)の表中「直接納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書」を「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書」に、

「

控除対象外 個別控除対 （((7)又は(13))× のうち少ない金

国法人税額又は象外国法人税額（50％又は35％）と⑲額）

」を

「

控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 （((7)又は(13))×35％と⑲のうち少ない金額）

」に改め、同表の記載要領第11号中「「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（((7)又は(13))×（50％又は35％）と⑲のうち少ない金額）⑳」」を「「控除対象外国法人税額又は個別控除（((7)又は(13))×35％と⑲のうち対象外国法人税額少ない金額）⑳」」に改め、同号②を削り、同号③中「(3)において」を「(2)において」に改め、同号③イ中「「((7)又は(13))×（50％又は35％）と」」を「「((7)又は(13))×35％と」」に改め、同号③ロ中「）又は連結親法人事業年度」の次に「（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。ロにおいて同じ。）」を加え、「「又は35％」を消すこと」を「「35％」とあるのは「50％」として記載すること」に改め、同号③を同号②とする。

別表六(五)を削る。